

新しいビジネスの拠点は北へ。

# 石狩市 ISHIKARI City Industrial Location



## 企業立地優遇措置のご案内

様々な産業に対応する充実した優遇制度により、北海道の地におけるビジネスを石狩市は全力でサポートします。



石狩市は、北海道の中核都市である札幌市に隣接しており、東西約30km、南北約70kmと、石狩湾に面する南北に細長く広がる都市機能と自然が調和したまちです。南部には、国際貿易港として北海道の日本海側の拠点的な港湾である石狩湾新港があり、その後背地には国内有数の企業集積を誇る工業流通団地が形成されています。北部には、豊かな自然環境を活かした漁業や農業の盛んな地域が広がり、1次産業から3次産業まで多様な産業が揃っているまちです。

☑ 札幌駅から15kmの近さ

車で**30分**

▶ 札幌市内、道内各地への好アクセス。  
恵まれたロケーション。

☑ ビジネス拠点としての確かな実績

進出企業**700社超**

▶ 道内・道外からの進出実績が  
全国有数の産業拠点の証。

☑ 緑豊かなインダストリアルパーク

面積**3,000ha**

▶ 屈指のインフラ・利便性の充実した  
立地環境。

### 石狩市地域未来投資促進条例の特例措置

#### 多様な業種の立地をサポート

物流・ものづくり・エネルギーなど8つの業種を設定。「観光」「農林水産」「IT関連」等においては、対象地域を石狩市全域に設定。

#### 増設における雇用要件なし

増設・建替え・設備投資においては、省人化による生産性向上等に対応するため、要件は投資額のみ(新設においては3名以上の雇用が要件)。

#### 新設のほか、増設・設備投資も課税免除

賃貸借による事業所開設等、企業活動における多様な投資形態をサポート(新設においては土地に係る課税も免除)。

#### データセンター事業者向け支援措置

ハウジングに伴う設備・サーバー等を新設・増設した場合の減免措置、再生可能エネルギーを利用した設備・機器を対象とした助成金により支援。

# 石狩市地域未来投資促進条例のポイント

対象産業によって、要件・内容が異なります。

工場等新設・増設・設備投資

年間最大  
**1億円** ×3年間 課税免除  
(固定資産税・都市計画税)

新設の場合



## 物流／ものづくり

- 要件 投資額／1億円以上(土地を除く)  
雇用／常時雇用増3人以上  
対象地域／新港地域



## 食料品製造／観光／農林水産／IT関連

- 要件 投資額／1億円以上(土地を除く)  
※農林漁業及びその関連業種は5千万円以上  
雇用／常時雇用増3人以上  
対象地域／石狩市域



## 環境・エネルギー

- 要件 投資額／10億円以上(土地を除く)  
雇用／常時雇用増3人以上  
対象地域／石狩市域



## 都市開発

- 要件 投資額／5億円以上(土地を除く)  
雇用／常時雇用増3人以上  
対象地域／新港地域

## 土地を含む課税額の免除

《助成金》 ※データセンター事業者に限る

- 要件 再生可能エネルギー利用設備・機器の設置(新設のみ)  
助成額 投資額の1/2(限度額5千万円)

増設の場合



## 物流／ものづくり

- 要件 投資額／5千万円以上(土地を除く)  
対象地域／新港地域



## 食料品製造／観光／農林水産／IT関連

- 要件 投資額／5千万円以上(土地を除く)  
対象地域／石狩市域



## 環境・エネルギー

- 要件 投資額／6億円以上(土地を除く)  
対象地域／石狩市域

## 土地を除く課税額の免除

ハウジングの場合

※データセンター事業者に限る



## ハウジングに伴う設備・サーバー等の新設・増設

- 要件 投資額／1億円以上(土地を除く)

## 土地を除く課税額の半額免除

※新設もしくは増設されたDC1棟につき1回限り

## 地域未来投資促進法に基づく支援措置の活用をご検討ください

投資額が一定規模であり、先進性を有する事業の場合<sup>\*</sup>、地域未来投資促進法に基づき、課税の特例や不動産取得税の免除等の優遇措置を受けることが可能です。

優遇措置を受けるには、事業着手前に事業者が作成した「地域経済牽引事業計画」を北海道へ提出し、承認を受ける必要があります。詳しくはお問い合わせください。

※一定規模とは、1億円以上(農林漁業及びその関連業種は5千万円以上)



北海道・札幌市においても、石狩市に立地する企業を対象とした助成制度があります。助成制度を活用するには一定の要件を満たす必要があります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせは 北海道石狩市企画経済部企業連携推進課

TEL:0133-72-3158 URL:<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/>  
E-mail:kouwank@city.ishikari.hokkaido.jp